

## 地域医療を守るために

# 適切に医療機関を受診しましょう

休日や夜間に救急外来を受診する人が増えています。医療従事者に過度の負担が生じると、地域の救急医療体制が維持できなくなる恐れがあります。大切な命を救うために、日ごろの医療機関のかかり方を再度確認しましょう。

■問い合わせ先 健康福祉課(☎・内線1092)

## コンビニ受診はやめましょう

コンビニ受診とは、一般的に外来診療を行っていない休日や夜間に、緊急性のない軽症患者が病院の救急外来を自己都合で受診する行為です。

「平日は仕事や学校が休めないから」「夜でもやっているから」などの理由で、安易に救急外来を受診すると、緊急を要する重症患者への対応の遅れや、医師の過重労働の原因となるなど地域医療に必要な以上の負担が生じます。

救急医療を必要とする人が安心して受診できるように、急な症状でない場合は、平日の日中にかかりつけ医を受診してください。

## かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、普段の健康管理や日常的な初期の診療(風邪の診



療など)を行う、地域の診療所や医院のことです。

かかりつけ医には、これまでにかかった病気などの診療内容や検査記録が蓄積されているので、適切な判断の基で治療が受けられます。

気になる事があたら、まずはかかりつけ医に相談してください。

## こどもも救急相談電話(#8000)を活用しましょう

子どもが、夜間や休日に発熱などで具合が悪くなった場合は、こども救急相談電話を活用してください。

看護師から、子どもの症状に応じた適切な対処法などのアドバイスが受けられます。



詳しくはこちら

身近な地域で必要な医療を受けるためには、市民一人一人の理解と協力がが必要です。適切に医療機関を受診して、地域医療を守りましょう。

休日当番医の  
割り当てが  
ない日があ  
ります

これまで休日当番医は、日曜日と休日を実施していましたが、4月以降は、市内医療機関の休日当番医の割り当てがない日があります。休日当番医については、暮らしの情報カレンダーや市ウェブサイトで確認してください。

なお、休日当番医の割り当てがない日は、近隣市町の医療機関が実施する休日当番医を掲載します。休日当番医を実施する近隣の医療機関を利用してください。

◎スムーズな受診のために、受診時には症状を正確に伝え、保険証とおくすり手帳は忘れずに持参して来院しましょう。

